

証券コード 6143  
2023年3月8日

株 主 各 位

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号  
**株式会社 ソディック**  
代表取締役社長 古川 健一

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第47回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sodick.co.jp/ir/meeting.html>



（上記ウェブサイトにてアクセスいただき、「第47回 定時株主総会」に掲載の資料をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにてアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ソディック」又は「コード」に当社証券コード「6143」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。書面（郵送）又はインターネット等による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年3月29日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日)午前10時 (受付開始:午前9時)
  2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 当社本社3階会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第47期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第47期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

#### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご提出ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の安全を第一に考え、本総会における当社の対応について以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 当社の対応

- ご来場の株主様には検温、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用にご協力をお願いいたします。  
なお、37.5℃以上の発熱、咳などの症状がみられました株主様につきましては、本総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 当社出席役員及び株主総会運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 会場内の座席は、座席数を減らし、間隔をあけて配置させていただきます。
- 株主総会の議事は、円滑な進行に努め、可能な限り短時間で実施いたします。
- 株主総会開始前及び終了後のカフェテリアのご利用（飲料等のご提供）は中止とさせていただきます。
- 株主総会後のショールーム見学及び商品サンプルの配布は中止とさせていただきます。

### 2. 株主様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会への出席をご検討されている株主の皆様におかれましては、当日までのご自身の体調にご留意いただき、ご無理をなさいませんようお願い申し上げます。特に、基礎疾患のある方、体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子さまをお連れの方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の際は、マスクをご着用いただくなど、感染予防へのご配慮をお願い申し上げます。
- 株主総会の議決権行使につきましては、インターネット等や書面（郵送）により事前に議決権を行使していただけますので、そちらのご利用もあわせてご検討ください。
- 株主総会当日の報告事項等の動画は、当社ウェブサイトにて、2023年4月3日以降、配信を予定しております。

IRニュースサイトURL：<https://www.sodick.co.jp/ir/irnews.html>





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月30日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月29日(水曜日)  
午後5時15分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月29日(水曜日)  
午後5時15分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

議決権行使書

スマートフォン用  
議決権行使書  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

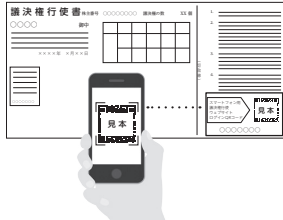
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

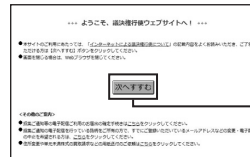
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

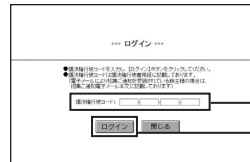
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

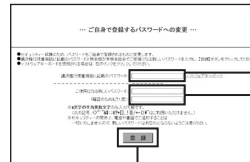
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、731,829,672円となります。

なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金27円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 2021年6月16日で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の一部規定が施行されました。同法による改正後の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）において、定款に定めることにより、一定の条件の下で、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが認められております。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができる余地を作るよう、定款規定につき所定の変更を行うものであります。当社としましては、感染症拡大や自然災害等を含む大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主様の利益にも照らして適切でないと判断したときに限り、バーチャルオンリー株主総会を開催するものと考えておりますが、バーチャルオンリー株主総会の開催については、社会全体のデジタル化の動向等も勘案し、都度判断したいと考えております。
- (2) なお、本定款一部変更に関して、当社が、経済産業省令・法務省令に定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を既に受けております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
〔第3章〕株主総会 (招集) 第13条 定時株主総会は、毎年1月1日から3カ月以内に招集し、 臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 <新設>	〔第3章〕株主総会 (招集) 第13条 定時株主総会は、毎年1月1日から3カ月以内に招集し、 臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 <u>2 当社は、株主総会の場所を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の渡貫 雄一氏、下條 正浩氏及び長嶋 隆氏は任期満了となります。つきましては、新任を含めた監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性	
1	河本 朋英	当社上席執行役員シェアードサービスセンターセンター長	新任	
2	下條 正浩	社外監査役	再任	社外
3	郷原 玄哉	—	新任	社外

新任	新任監査役候補者	再任	再任監査役候補者	社外	社外監査役候補者
----	----------	----	----------	----	----------



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<div style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> 河本朋英 <small>かわもと とも ひで</small> (1959年2月3日生)	1991年1月 当社入社 2002年1月 当社管理本部経理部部长 2002年10月 当社管理本部経理部部长兼社長室室長 2003年11月 当社管理本部財務部部长 2004年4月 当社取締役 2009年6月 株式会社ソディックプラスチック常務取締役管理本部担当 2012年7月 当社上席執行役員(現) 生産本部本部長 沙迪克(厦門)有限公司 監事(現) 蘇州沙迪克特種設備有限公司監事(現) 2014年8月 当社原価稅務管理センターセンター長 2015年7月 上海沙迪克軟件有限公司監事(現) 蘇比克富夢(上海)貿易有限公司監事(現) 2022年1月 当社シェアードサービスセンターセンター長(現)	13,926株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b>            河本朋英氏は、経理部長や財務部長、社長室長、シェアードサービスセンター長等を経験し、当社取締役や国内及び海外子会社の監査役を歴任するなど、ガバナンスに対する高度な知見を有しております。            上記の理由から、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役会は同氏を監査役候補者に決めました。選任後はガバナンスに対する高度な知見を活かした実効性の高い監査を期待しています。</p>			



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> ごう ほん 原 ちか 玄 哉 (1973年7月20日生)	2002年10月 中央青山監査法人入所 2004年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所 2008年8月 郷原玄哉公認会計士事務所開設 (現) 2012年11月 株式会社ダイヨシトラスト (現 大和ハ ウスパーキング株式会社) 社外監査役	- 株
	<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>郷原玄哉氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家としての豊富な経験を有しております。</p> <p>同氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役会は同氏を社外監査役候補者に決めました。選任後はその職歴に基づく高い知見を活かした実効性の高い監査を期待しています。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名する予定であります。</p>		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 下條 正浩氏及び郷原 玄哉氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、下條 正浩氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、郷原 玄哉氏が選任された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 下條 正浩氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
5. 下條 正浩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、郷原 玄哉氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補

することとしております。下條 正浩氏が再任された場合には、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、河本朋英氏及び郷原 玄哉氏が選任された場合には、各候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】第3号議案が承認されたのちの取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

当社は、基本理念である「創造」「実行」「苦勞・克服」を基盤にお客さまへ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業として社会の持続的な発展に貢献するために、中長期的な企業価値向上に取り組んでおり、取締役全体として必要な専門知識・経験・能力のバランスを考慮し、それらを備えた多様性のある取締役及び監査役を選任しています。

氏名	地位	独立性	当社が取締役・監査役に特に期待する知見・経験						人事 諮問 委員会	報酬 委員会
			企業 経営	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	製造・ 技術・ R&D	グロー バル	マーケ ティング		
古川健一	代表取締役 社長		●	●	●		●	●	●	●
塚本英樹	専務取締役		●			●	●			
前島裕史	常務取締役			●	●		●			
金子雄二	取締役		●			●	●		●	●
高木圭介	取締役		●				●	●		
黄 錦華	取締役		●				●	●		
稲崎一郎	社外取締役	●				●	●		●	●
工藤和直	社外取締役	●	●			●	●		●	●
野波健蔵	社外取締役	●	●			●	●		●	●
後藤芳一	社外取締役	●	●			●				
保坂昭夫	常勤監査役		●			●	●	●		
河本朋英	常勤監査役			●	●		●			
下條正浩	社外監査役	●		●	●		●			
大滝真理	社外監査役	●		●	●					
郷原玄哉	社外監査役	●		●	●					

1. 常勤監査役は本総会後の監査役会にてそれぞれ決定いたします。
2. 上記一覧表は、取締役・監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

<各スキルの選定理由と詳細>

項目	選定理由
企業経営	事業を取り巻く環境の変化に即座に対応し、持続的に発展し企業価値を向上させていくためには、迅速な経営判断を行うことが必要となるため
財務・会計	正確な財務報告、強靱な企業体の構築、持続的な発展と企業価値の向上に資する成長投資を実現させるためには、財務・会計分野での知見と経験が必要となるため
法務・リスク管理	法務・リスクマネジメントは、適切な法令遵守と企業体制の基礎となる部分であり、その経験と知識は必要であるため
製造・技術・R&D	世界に一流の製品とサービスを提供し続けるためには、当社事業に関わる最先端技術（DX含む）に関する知見と経験が必要となるため
グローバル	世界トップシェアを目指す当社において、グローバル事業の成長戦略の策定及び経営監督が重要なことから、海外事業マネジメントに関する知見と経験が必要であるため
マーケティング	企業戦略を実現し、コミットメントした経営計画等を達成するためには、現実的かつ具体的な事業戦略及びマーケティング戦略を策定し、実行することが必要となるため

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、世界的なインフレの進行、サプライチェーンの混乱、金融政策の引き締め、急激な為替変動に加え、ロシアのウクライナ侵攻を始めとする地政学的リスクや中国における厳格な新型コロナウイルス政策等による景気減速の懸念など不透明な状況で推移しました。

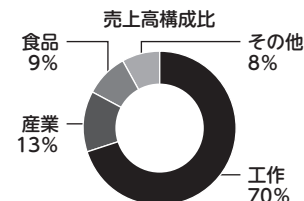
当社グループは、「創造」「実行」「苦労・克服」の精神のもと、お客様へ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業としてもものづくりを通して社会の持続的な発展に貢献すべく取り組んでいます。自動車や通信分野をはじめとした技術革新、省人化ニーズの高まり、カーボンニュートラル・持続可能な開発目標（SDGs）の促進を背景に、ものづくりの現場においても、更なる高精度化、高速化、自動化はもとより、操作性の向上、電力使用量や廃棄物の削減、工程集約、DX化の推進等が求められています。これらの「進化するものづくりへの貢献」を重要な経営課題と捉え、新製品開発の促進、トータルソリューションの展開、アフターサービスの充実、DXを活用した付加価値の提供等、事業の拡大とサステナビリティの取り組みを一体で推進しています。

このような状況のもと、4年ぶりのリアル開催となったJIMTOF2022（日本国際工作機械見本市）へ出展し、EVのモーターコア用プレス金型や半導体パッケージのリードフレーム用金型等の製造向けに開発した超精密ワイヤ放電加工機「AX350L」、熱変位補正機能により品質安定に貢献するマシニングセンタ「UX450L」、複数の材料の使用でも交換等のメンテナンス負荷を抑え、大型サイズの安定造形を可能にした金属3Dプリンタ「LPM450」などの新製品の展示に加え、当社ブースをデジタルツインで再現し、特設Webサイトにて公開しました。今後もデジタルとリアルの両方でお客様とつながり、お客様のものづくりの課題を解決すべくご提案を行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高804億95百万円（前期比7.1%増）、営業利益58億13百万円（前期比14.7%減）、経常利益82億75百万円（前期比3.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益60億21百万円（前期比8.6%減）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。  
事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第 46 期	第 47 期	前期比増減
工作機械事業	51,485百万円	56,492百万円	5,006百万円
産業機械事業	10,367百万円	10,656百万円	288百万円
食品機械事業	6,884百万円	6,813百万円	△70百万円
その他	6,437百万円	6,533百万円	96百万円



(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

## 工作機械事業

### ◆事業内容

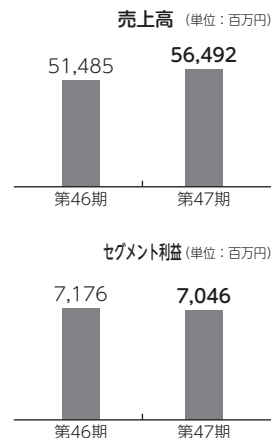
放電加工機、マシニングセンタ、金属3Dプリンタの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

### ◆概況

中華圏における自動車、半導体関連での設備投資意欲の低下やウクライナ・ロシア情勢等を背景とした物価高騰、サプライチェーンの混乱等の影響はあるものの、日本、欧米、アジアにおいては電子部品、半導体、EV関連向けを中心に堅調に推移しました。為替の円安影響もあり、売上高は前期比で増加となりました。

上記の結果、当事業の売上高は564億92百万円（前期比9.7%増）、セグメント利益は70億46百万円（前期比1.8%減）となりました。

ものづくりの高度化は今後も継続するとみられ、高速・高精度加工のニーズは高まるほか、操作性向上、省エネ対応、長時間の安定加工や加工物の大型化・複雑化等も重要な機会と認識し、同事業を展開しています。高精度な加工が求められる地域と顧客を視野に、強みのある放電加工機の一層の拡販と同時に、中長期的に大きな成長が期待できる金属3Dプリンタ、精密マシニングセンタについても、技術開発の推進や販売体制の強化により、高付加価値加工ニーズを取り込んでいきます。





## 産業機械事業

### ◆事業内容

射出成形機の開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

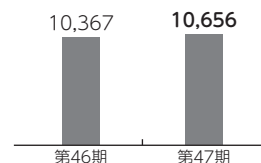
### ◆概況

国内においてEV関連向けの需要が堅調である一方で、スマートフォンの需要減少の影響もあり電子部品関係の需要は低調となりました。また、各地域においても電子部品関連の需要減少による設備投資意欲の低下もみられましたが、円安影響もあり売上高は前期比で増加しました。

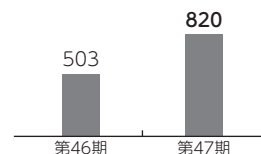
上記の結果、当事業の売上高は106億56百万円（前期比2.8%増）、セグメント利益は8億20百万円（前期比63.0%増）となりました。

中華圏、アジア地域において、ものづくりの高精度化が進展し、当社が得意とする超高精度の射出成形機の需要が高まることが予測されます。また、電力使用量や成形に伴う廃棄物の削減ニーズについても重要な機会と認識し、同事業を展開しています。

売上高 (単位:百万円)



セグメント利益 (単位:百万円)



## 食品機械事業

### ◆事業内容

各種製麺機、麺製造プラント、包装米飯製造装置などの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

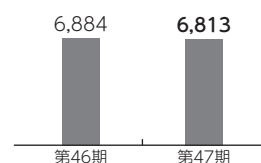
### ◆概況

中華圏での新型コロナウイルス政策による行動制限や世界的なインフレ等の影響を受けたお客様における原価上昇に伴う設備投資意欲の低下もみられましたが、国内向け製麺機関連設備や海外向け無菌包装米飯製造装置等の需要は堅調に推移したほか、中華圏での無菌包装米飯装置の複数案件が進捗したため、売上高は前期比で微減に留まりました。

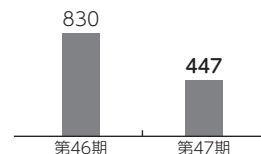
上記の結果、当事業の売上高は68億13百万円（前期比1.0%減）、セグメント利益は4億47百万円（前期比46.1%減）となりました。

今後、国内における製麺、米飯製造での衛生面、省人化ニーズへの対応に加え、惣菜、製菓、パン業界など幅広い分野での事業拡大を図るほか、さらに中華圏、アジアを中心とした海外市場にて食の高品質化やインフラの整備等で生麺や米飯の需要が高まると想定しており、生産能力確保のため、2023年1月から廈門新工場が稼働するほか、加賀事業所においても生産能力増強のための拡張、改修を進めています。

売上高 (単位:百万円)



セグメント利益 (単位:百万円)



## その他

### ◆事業内容

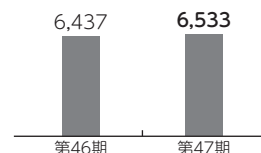
精密金型・精密コネクタなどの受託生産、リニアモータやセラミックス部材など独自の技術を活かした製品の開発・製造・販売など

### ◆概況

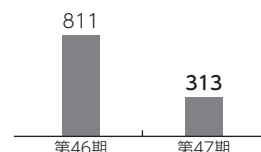
金型成形事業においては自動車関連向けの需要が低調なため売上高は前期比微減となるものの、要素技術事業においては前期比で増加となりました。また、サプライチェーンの混乱や材料費高騰の影響の継続に伴う原価高により利益率は低下しました。

上記の結果、当事業の売上高は65億33百万円（前期比1.5%増）、セグメント利益は3億13百万円（前期比61.4%減）となりました。

売上高（単位：百万円）



セグメント利益（単位：百万円）



### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は46億81百万円で、その主なものは、次のとおりです。

工作機械事業	沙迪克（厦門）有限公司 Sodick(Thailand)Co.,Ltd. Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.	生産設備の増設 生産設備の増設 新事務所の改装
産業機械事業	株式会社ソディック 株式会社ソディックエフ・ティ	営業所の土地取得等 生産設備の増設
その他	株式会社ソディック 株式会社ソディックエフ・ティ	工場の土地取得等 生産設備の増設

### ③ 資金調達の状況

当社は、主要取引金融機関と総額80億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は0円となっており、差引残高は80億円となっております。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2022年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ソディックエフ・ティの放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業を、会社分割（簡易吸収分割）により承継いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 4 期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第 4 5 期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第 4 6 期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第 4 7 期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)
売 上 高(百万円)	67,591	58,030	75,174	80,495
経 常 利 益(百万円)	3,558	2,046	8,588	8,275
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,002	1,346	6,591	6,021
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	42円58銭	28円63銭	125円67銭	112円67銭
総 資 産(百万円)	114,647	116,117	134,866	138,433
純 資 産(百万円)	58,745	57,976	74,438	80,993

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	議 決 権 比 率 (%)		主 要 な 事 業 内 容
		直 接	間 接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	－	工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバツ	100.0	－	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	－	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	20.0	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	－	北米における事業統括会社
Sodick, Inc.	671千米ドル	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Holding Ltd.	6,739千英ポンド	100.0	－	欧州における事業統括会社
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	3,140千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick Enterprise(S.Z) Co.,Ltd.	2,500千香港ドル	－	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千NTドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.	2,000千香港ドル	－	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（廈門）有限公司	80,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、食品機械の製造

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「創造」「実行」「苦労・克服」の精神のもと、お客様へ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業としてものづくりを通して社会の持続的な発展に貢献すべく取り組んでいます。自動車や通信分野をはじめとした技術革新、省人化ニーズの高まり、カーボンニュートラル・持続可能な開発目標（SDGs）の促進を背景に、ものづくりの現場においても、更なる高精度化、高速化、自動化はもとより、操作性の向上、電力使用量や廃棄物の削減、工程集約、DX化の推進等が求められています。これらの「進化するものづくりへの貢献」を重要な経営課題と捉え、新製品開発の促進、トータルソリューションの展開、アフターサービスの充実、DXを活用した付加価値の提供等、事業の拡大とサステナビリティの取り組みを一体で推進しています。

##### ① 長期経営計画「Next Stage 2026」

当社グループでは、2019年2月に、設立50周年を迎える2026年をターゲットとした長期経営計画「Next Stage 2026～Toward Further Growth～」を発表しました。自動車産業の変革、IoT・AI技術の進化、5Gの普及、新興国におけるものづくりの高度化をはじめ、当社を取り巻く国際的な環境の変化に柔軟に対応しながら、持続的な成長をめざすためのビジョンであり、各事業において計画達成に向けた様々な施策を実施しています。

ガイドライン		
業績目標	売上高	2026年12月期に1,250億円
	営業利益	2026年12月期に 170億円
財務方針	資本効率 ※1	ROE 8%以上（5年平均）
	財務健全性 ※1	ネットキャッシュプラス 自己資本比率50%以上
	株主還元 ※1・2	DOE 2%以上 かつ 総還元性向 40%以上

※1：2022年2月に改訂

※2：2022年11月に改訂

② 長期経営計画「Next Stage 2026」における主要な事業の方針

当社グループは既存事業の競争力を高め、成長を牽引する製品群を育成し、事業規模を拡大します。また、ポートフォリオを変革し、安定した収益基盤を構築してまいります。

工作機械事業		2022年実績	2026年計画
	売上高	56,492百万円	76,000百万円
	セグメント利益	7,046百万円	15,000百万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術革新への対応</li> <li>・自動化・ロボット等の自動化・省人化ラインナップを強化</li> <li>・放電加工機の競争力の維持</li> <li>・成長市場での販売体制を強化</li> <li>・金属3Dプリンタの販売・研究開発を加速</li> <li>・精密マシニングセンタの販売を強化し、高付加価値加工のニーズを取り込む</li> <li>・生産工場のマルチファクトリー化による生産体系の最適化</li> </ul>			
産業機械事業		2022年実績	2026年計画
	売上高	10,656百万円	24,000百万円
	セグメント利益	820百万円	2,400百万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外売上高比率を70%以上に向上</li> <li>・軽金属射出成形機の拡販</li> <li>・自動生産システム、IoT・AIによる予防保全・状態管理等のソリューション力を強化</li> <li>・海外生産比率の向上、部品共通化等のコストダウンによる販売競争力の向上</li> </ul>			
食品機械事業		2022年実績	2026年計画
	売上高	6,813百万円	15,000百万円
	セグメント利益	447百万円	2,000百万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外売上高比率の向上（製麺機、包装米飯装置）</li> <li>・製麺機・米飯装置以外の製品開発及び販路確立</li> <li>・生産、開発体制の強化</li> </ul>			

### ③ 長期経営計画「Next Stage 2026」の進捗

長期的には当初想定した自動車産業の変革や、IoTやAIの進展、通信ネットワークの機能拡大等に伴うものづくりの進化による高精度機需要の高まりは今後も継続することが見込まれ、当社グループは長期経営計画の達成に向けた様々な施策を実施し、着実に成長を遂げています。

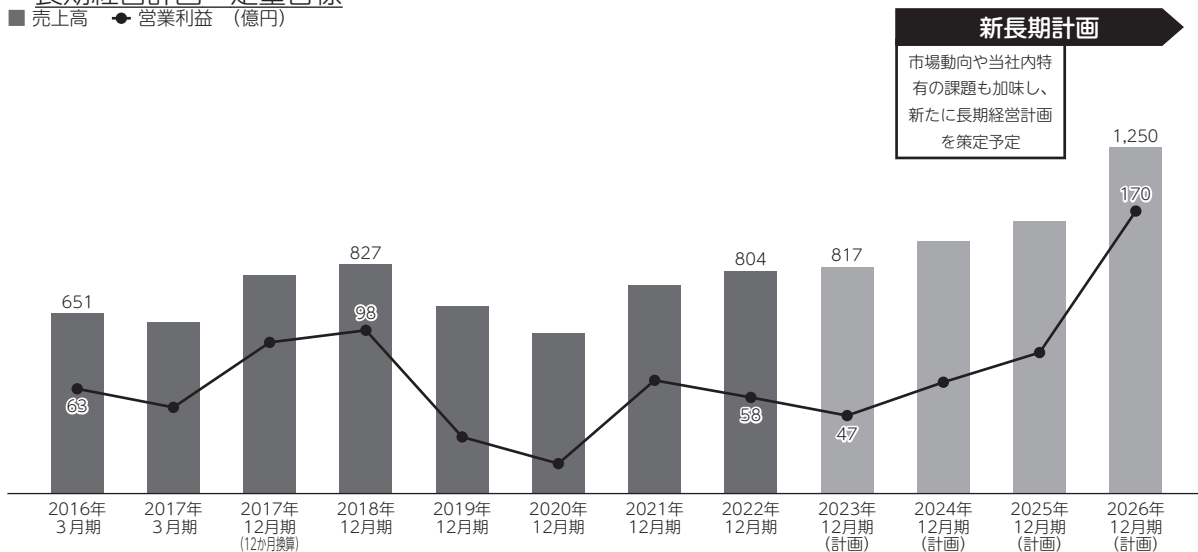
しかしながら、インフレやサプライチェーンの混乱、米中貿易摩擦、新型コロナウイルスの世界的流行、ロシアによるウクライナ侵攻等の計画策定時には想像もしなかった事象の発生により、経済情勢や市場環境は著しく変化しているほか、今後の経営環境にも不透明さが残る状況が継続していく見通しです。

また、2022年1月に実施した企業変革に伴い、組織変革に加え当社ビジネスの在り方や財務方針の見直しを実施したほか、長期的な成長に必要な不可欠な人的資本に関しても、労働環境の改善や健康経営を進めることにより、多様な人材が成長できるような取り組みを新たに強化しています。さらに、サステナブルな社会への取り組みも重要な経営課題と位置づけ、環境マネジメントへの対応やガバナンスの強化も推進しています。

上記のような、市場の動向や当社内特有の課題も加味し、現長期経営計画のさらに未来を見据えた新長期経営計画について、2024年発表に向けて策定を進めます。

#### 長期経営計画 定量目標

■ 売上高 ● 営業利益 (億円)



#### 新長期計画

市場動向や当社内特有の課題も加味し、新たに長期経営計画を策定予定

#### ④ 優先的に対処すべき課題

##### ●お客さまへ最高の価値を提供

当社グループは、お客さまが抱えるものづくりの高度化に対する課題解決をするため、最高の製品、サービスを提供すべく、次の取り組みを進めてまいります。

- ・製品の性能・品質において絶対的優位性を確立
- ・DXを駆使した顧客との繋がりを確立、推進
- ・ソリューションビジネスの創出、推進
- ・アフタービジネスの強化
- ・新しい技術分野の取り込みを通じたものづくりイノベーションの提供

##### ●人が成長できる企業への取り組み

当社グループは、人財が会社にとって最も大切な財産であり、未来へ向けた新たな価値創造の源泉であると考えており、人財が成長できる企業を目指します。

- ・健康経営宣言に基づく労働環境の改善
- ・戦略的人事異動による社員一人ひとりの成長機会の創出
- ・ノウハウの形式知化促進による若い世代への技術継承
- ・次世代経営幹部、管理職者ならびに国内外で活躍できる若い人材育成の強化
- ・人的資本投資の強化（待遇の改善、人材採用、人材育成）

##### ●サステナブルな社会への取り組み

当社グループは「サステナブルな社会」を重要な経営課題と位置づけ、カーボンニュートラルへの取り組みをはじめとした地球環境問題への対応の他、コンプライアンスの強化やSDGsへの貢献も推進してまいります。

- ・環境管理の強化  
(環境配慮製品/サービス提供、カーボンニュートラル・TCFD提言への対応)
- ・リスクマネジメントやコンプライアンスの強化
- ・マテリアリティの解決に向けた取り組みの強化<sup>※</sup>
- ・SDGsへの貢献

※当社のマテリアリティ：「進化するものづくりへの貢献」 「環境マネジメントへの対応」  
「人材の多様性の促進」 「ガバナンスの強化」



(5) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、北陸、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ（神奈川県横浜市）
	海 外	Sodick(Thailand)Co., Ltd. (タイ) 蘇州沙迪克特種設備有限公司（中国） 上海沙迪克軟件有限公司（中国） Sodick Holding Corporation（アメリカ） Sodick, Inc.（アメリカ） Sodick Europe Holding Ltd.（英国） Sodick Europe Ltd.（英国） Sodick Deutschland GmbH（ドイツ） Sodick Singapore Pte., Ltd.（シンガポール） 沙迪克機電（上海）有限公司（中国） Sodick(H.K.)Co., Ltd.（中国香港） Sodick Enterprise(S.Z) Co., Ltd.（中国） Sodick (Taiwan) Co., Ltd.（台湾） Sodick International Trading(Shenzhen) Co., Ltd.（中国） 沙迪克（廈門）有限公司（中国）

(6) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
工 作 機 械 事 業	2,837 名	(467) 名	6 名減	( 162 名増)
産 業 機 械 事 業	300 名	(47) 名	28 名増	( 1 名減)
食 品 機 械 事 業	141 名	(23) 名	14 名増	( 1 名増)
そ の 他	343 名	(102) 名	2 名減	( 4 名減)
全 社 ( 共 通 )	125 名	(41) 名	29 名増	( 4 名増)
合 計	3,746 名	(680) 名	63 名増	( 162 名増)

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
2. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,087名	163名増	41.2歳	13.4年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。  
 2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,179百万円
株式会社みずほ銀行	4,727
株式会社横浜銀行	4,445
株式会社日本政策投資銀行	2,820
株式会社三菱UFJ銀行	2,752
株式会社北國銀行	2,656
株式会社北陸銀行	2,517
日本生命保険相互会社	1,475
株式会社静岡銀行	1,135
株式会社宮崎銀行	48

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 57,292,239株 (自己株式 5,018,691株を含む)  
(注) 自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,000,000株減少しております。
- ③ 株主数 16,249名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,718千株	14.77%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,284	6.28
森田 清	1,110	2.12
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,032	1.98
ソディック共栄持株会	1,008	1.93
有限会社ティ・エフ	895	1.71
株式会社三井住友銀行	850	1.63
古川 健一	815	1.56
古川 宏子	800	1.53
ソディック従業員持株会	717	1.37

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 7,718千株

株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 3,284千株

2. 当社は、自己株式を5,018,691株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2022年4月15日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員ならびに従業員、当社子会社の取締役及び執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、2022年5月6日付で自己株式を次のとおり交付しております。譲渡制限付株式報酬の内容は、2. 会社の現況（3）会社役員の様況⑤取締役及び監査役の役員報酬等の額に記載のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (非業務執行取締役及び社外取締役を除く)	31,600株	4名

(注) 上記のほか、当社の執行役員18名に対して18,900株、当社の従業員56名に対して27,900株、当社子会社の取締役6名に対して10,400株、当社子会社の執行役員10名に対して6,600株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、自己株式500,000株の取得及び消却を行うことを決議し、当事業年度において自己株式500,000株の取得及び消却を行いました。

資本剰余金の減少額	21百万円
利益剰余金の減少額	346百万円
自己株式の増加額	10百万円

ロ. 当社は、2022年4月15日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、2022年5月6日付で自己株式95,400株の処分を行いました。

利益剰余金の減少額	1百万円
自己株式の減少額	70百万円

ハ. 当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、自己株式500,000株の取得及び消却を行うことを決議し、当事業年度において自己株式500,000株の取得及び消却を行いました。

利益剰余金の減少額	372百万円
自己株式の増加額	34百万円

二. 当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、自己株式2,500,000株の取得及び消却を行うことを決議し、当事業年度において自己株式867,400株の取得を行いました。

自己株式の増加額                      647百万円

**(2) 会社の新株予約権等に関する事項**

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	古 川 健 一	
専 務 取 締 役	塚 本 英 樹	工作機械事業及び生産統括担当
常 務 取 締 役	前 島 裕 史	コーポレート部門統括担当
取 締 役	金 子 雄 二	
取 締 役	高 木 圭 介	
取 締 役	黄 錦 華	
取 締 役	稲 崎 一 郎	株式会社ディスコ 社外取締役
取 締 役	工 藤 和 直	株式会社芝浦電子 社外取締役
取 締 役	野 波 健 蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事長 株式会社Autonomy 代表取締役
取 締 役	後 藤 芳 一	一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長 パラマウントベッドホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	保 坂 昭 夫	
常 勤 監 査 役	渡 貫 雄 一	
監 査 役	下 條 正 浩	下條正浩法律事務所 東海東京証券株式会社 社外取締役 (監査等委員) 日本精米製油株式会社 社外監査役
監 査 役	長 嶋 隆	税理士法人日本税務総研 パートナー
監 査 役	大 滝 真 理	

- (注) 1. 取締役の稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏、後藤芳一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役の下條正浩氏、長嶋隆氏及び大滝真理氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 長嶋隆氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は取締役 稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏、後藤芳一氏及び監査役 下條正浩氏、長嶋隆氏、大滝真理氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 事業年度中に退任した役員

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
古 田 勝 久	2022年3月30日	任期満了	社 外 取 締 役

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の役員報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の人数 (名)
		基本報酬	短期業績 連動報酬	中長期 インセンティブ	
取締役	248	200	24	22	6
社外取締役	32	32	－	－	5
合計	280	232	24	22	11
監査役	32	32	－	－	2
社外監査役	16	16	－	－	3
合計	48	48	－	－	5

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額400百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。また当該報酬とは別枠で2019年3月28日開催の当社第43回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 上表には2022年3月30日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
4. 取締役の報酬には使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
5. 2022年3月30日付で、取締役エグゼクティブ・フェローの制度新設に伴い各取締役の報酬決定方針を変更しており、2022年度の報酬から適用しております。なお、当該変更につきましては、報酬委員会の審議を経て、2022年2月14日開催の取締役会にて決議しております。
6. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「取締役報酬等の決定方針等」に基づき、報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の「取締役報酬等の決定方針等」は、次のとおりです。



## 取締役報酬等の決定方針等

### ①基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営上の課題として、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては会社業績及び各職責を踏まえた適正な成果を反映した報酬体系とします。

報酬制度の在り方、見直しの必要性については、過半数の社外取締役で構成される報酬委員会において、客観的な視点を取り入れて審議し、その答申を得て取締役会において決定します。

### ②報酬体系

- 1) 当社の役員報酬は、業務執行取締役は役位・職責に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の業績反映分によって構成される短期業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。なお、非業務執行取締役は、基本報酬と短期業績連動報酬で構成し、社外取締役及び監査役は、基本報酬のみを原則とします。
- 2) 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の金額が多い構成としています。
- 3) 取締役の個人別の報酬は報酬委員会で、各監査役の報酬は監査役会において検討を行い、内容を決定します。

### ③短期業績連動報酬の仕組み

- 1) 短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当年度の連結損益計画の親会社株主に帰属する当期純利益が一定額を上回る場合、当期純利益に係数を乗じて業績連動報酬総額を算定し、役位に応じて各取締役に配分することとしております。
- 2) 当該業績連動報酬は基本報酬と合算して毎月金銭で支給しております。
- 3) 業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。
- 4) 当社グループは中期経営計画の目標を設定し、達成することにより親会社株主に帰属する当期純利益を増加するようにいたします。
- 5) 当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1. 企業集団の状況（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

#### ④中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 1) 取締役が中長期の企業価値向上に貢献するインセンティブとして、業務執行取締役に、役位に応じて金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じた自己株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬を支給しております。
- 2) 金銭報酬債権の総額は当期を含む過去3年間のEBITDAの平均額が一定額を上回る場合、平均額に係数を乗じて算定しております。
- 3) 金銭報酬債権の総額指標としてEBITDAを選定した理由は、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視野で株主価値の増大に寄与する経営をおこなうためであります。
- 4) 譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数を決議しております。

#### ⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任

当事業年度において各取締役の報酬額の決定は、取締役会で選任された社外取締役3名と社内取締役2名で構成される報酬委員会で審議し、決定しております。

	氏名	役位	区分
報酬委員会委員長	古川 健一	代表取締役社長	社内
報酬委員会委員	金子 雄二	取締役	社内
報酬委員会委員	稲崎 一郎	取締役	社外
報酬委員会委員	工藤 和直	取締役	社外
報酬委員会委員	野波 健蔵	取締役	社外

2022年12月期においては、報酬委員会を3回開催し、当年度の各取締役の定額報酬、譲渡制限付株式報酬について報酬支払の方針及び個人別報酬についての検討を行いました。各監査役の報酬については監査役の協議を経て支給額を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

		重 要 な 兼 職 の 状 況	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取締役	稲崎 一郎	株式会社ディスコ 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	工藤 和直	株式会社芝浦電子 社外取締役	当社は同社との間に原材料の仕入れ等の取引関係があります。
取締役	野波 健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長 一般財団法人先端ロボティクス財団 理事長 株式会社Autonomy 代表取締役	特別の関係はありません。
取締役	後藤 芳一	一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長 パラマウントベッドホールディングス株式会社 社外 取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
監査役	下條 正浩	下條正浩法律事務所 東海東京証券株式会社 社外取締役（監査等委員） 日本精米製油株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
監査役	長嶋 隆	税理士法人日本税務総研 パートナー	特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況		主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
取締役 稲崎 一郎	13/13回 (100%)	—	精密工学に関する幅広い見識及び当社事業分野における高い専門知識に基づき、技術面に関する助言を行うだけでなく、当社の経営全般に対して有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 工藤和直	13/13回 (100%)	—	海外における製造技術や経営等の豊富な経験に基づき、当社の海外での事業展開や製造面に対するの助言を行うなど、当社の経営全般に対する有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 野波 健蔵	13/13回 (100%)	—	大学での長年の研究による専門的知識及びベンチャー企業の経営者としての豊富な経営経験を活かし、当社の技術戦略をはじめ経営全般に対し有益な発言を行っております。
取締役 後藤 芳一	9/10回 (90%)	—	長年の企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野での幅広い経験と知見に基づき、当社の経営全般に対して有益な発言を行っております。
監査役 下條 正浩	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識及び、他社での社外役員としての豊富な経験に基づく有益な発言を行っております。
監査役 長嶋 隆	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士及び税理士としての高度の専門知識と幅広い知見からの意見を述べるなど、有益な発言を行っております。
監査役 大滝 真理	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)	他社における内部監査及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づく有益な発言を行っております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。  
2. 取締役 後藤芳一氏は、2022年3月30日の第46回定時株主総会にて選任されたため、取締役会の開催回数がある他の取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。  
3. 第47期の取締役会は13回（定時12回、臨時1回）開催されております。

## ハ. 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

### 「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員<sup>1</sup>に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。
  - ① 当社グループの業務執行者<sup>2</sup>である者
  - ② 当社グループを主要な取引先<sup>3</sup>とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
  - ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
  - ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額<sup>4</sup>を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
  - ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
  - ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
  - ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
  - ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
  - ⑨ 上記①～⑧に過去3年間に於いて該当していた者
  - ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者<sup>5</sup>である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

(注) 1. 社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。

2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。

4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。

5. 重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。

2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick (Thailand)Co.,Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte.,Ltd.、Sodick(H.K.)Co.,Ltd.、Sodick, Inc.、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.、沙迪克（廈門）有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電（上海）有限公司、Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月17日開催の当社取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
  - ロ. 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
  - ハ. 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を取締役及び監査役に報告する。
  - ニ. 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
  - ホ. 当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、コンプライアンスヘルプライン（内部通報制度）を設置する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
  - ロ. 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役、監査役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- イ. 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ロ. 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- ハ. 特に、コンプライアンス、環境（自然環境・職場環境）、災害、品質（製品品質・サービス品質・業務品質）、情報セキュリティー、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- ニ. 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
- ハ. 経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議、事業報告会等を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ニ. 迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- ロ. 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- ハ. 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。



- ニ. 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
  - ホ. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
  - ヘ. 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
  - ロ. 監査役を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
  - ハ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査役会規程、監査役監査規程、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査役に報告する。
  - ロ. 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査役に報告する。
  - ハ. 監査役は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社の往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
  - ニ. 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針  
当社は、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務遂行のために必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- ⑨ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
  - ロ. 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
  - ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
  - ニ. 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
  - ロ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する事項

臨時を含め13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項を協議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行いました。さらに、社外取締役を複数名選任し、監督機能を強化しています。

また、意思決定の迅速化と効率化を目的として執行役員制度を導入しています。

### ② コンプライアンスに関する事項

役員及び使用人に対し「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を定期的に配信し、その遵守を誓約する意思確認を行っています。

また、内部通報制度を構築し、通報者の匿名性の確保と制度の実効性を高めるため、社外の弁護士を通報先とする社外通報窓口も設置しています。

### ③ 損失の危険の管理に関する事項

リスク管理基本規程に基づき定期的にリスク管理委員会を開催し、企業グループ全体のリスクを分析・評価し、重要なリスクの対応状況については取締役会及び監査役に報告しています。

また、自然災害など不測の事態により生じる損害の拡大を抑え、損失または不利益を最小限とするためにBCP（事業継続計画）の整備を進めています。

### ④ 企業グループの業務の適正に関する事項

関係会社運営管理規程に基づき、重要事項については子会社から子会社管理の所轄部門に事前に承認申請または報告を行っています。

また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを行い、その結果を社長及び監査役に報告しています。

### ⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会、営業会議、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、また、定期的に行われる代表取締役、内部監査室、会計監査人との会合を通じて、重要な情報について適宜報告を受け、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないか監査しています。

また、監査役会の直轄下に監査役会室を設置し、専任のスタッフを配置して監査役の職務を補助しています。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>138,433</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>57,439</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>92,356</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>34,679</b>
現金及び預金	36,047	支払手形及び買掛金	5,312
受取手形、売掛金及び契約資産	15,698	電子記録債務	6,734
電子記録債権	2,792	短期借入金	1,840
商品及び製品	11,856	1年内償還予定の社債	140
仕掛品	10,068	1年内返済予定の長期借入金	8,157
原材料及び貯蔵品	12,390	未払金	1,878
その他	3,850	未払法人税等	1,025
貸倒引当金	△347	契約負債	4,448
<b>固 定 資 産</b>	<b>46,076</b>	製品保証引当金	427
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>31,562</b>	品質保証引当金	4
建物及び構築物	31,075	賞与引当金	1,211
機械装置及び運搬具	23,949	その他	3,498
工具器具備品	4,639	<b>固 定 負 債</b>	<b>22,760</b>
土地	7,888	社債	440
リース資産	2,918	長期借入金	20,761
建設仮勘定	1,721	役員退職慰労引当金	11
減価償却累計額	△40,629	製品保証引当金	67
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,622</b>	退職給付に係る負債	673
のれん	1,150	資産除去債務	66
その他	1,471	その他	739
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>11,891</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>80,993</b>
投資有価証券	4,597	<b>株 主 資 本</b>	<b>70,909</b>
長期貸付金	39	資本金	24,618
繰延税金資産	1,353	資本剰余金	9,717
長期預金	4,562	利益剰余金	40,312
その他	1,386	自己株式	△3,739
貸倒引当金	△48	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,024</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>138,433</b>	その他有価証券評価差額金	1,030
		為替換算調整勘定	9,114
		退職給付に係る調整累計額	△120
		<b>非支配株主持分</b>	<b>59</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>138,433</b>

## 連結損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上		80,495
売上		53,670
販売費及び一般管理費		26,825
営業外収益		21,011
営業外収益		5,813
受取配当金	392	
受取配当金	287	
受取配当金	1,681	
受取配当金	86	
受取配当金	256	
受取配当金	41	
受取配当金	154	
受取配当金		2,900
受取配当金	301	
受取配当金	136	
受取配当金		437
受取配当金		8,275
受取配当金	49	
受取配当金		49
受取配当金	2	
受取配当金	39	
受取配当金	184	
受取配当金	12	
受取配当金		239
税金等調整前当期純利益		8,085
法人税、住民税及び事業税	2,010	
法人税、住民税及び事業税	49	
当期純利益		2,059
非支配株主に帰属する当期純利益		6,026
親会社株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		6,021

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	24,618	9,739	37,229	△3,117	68,470
会計方針の変更による 累積的影響額			△795		△795
会計方針の変更を反映した 当期首残高	24,618	9,739	36,434	△3,117	67,674
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,399		△1,399
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金			△22		△22
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,021		6,021
自己株式の取得				△1,433	△1,433
自己株式の処分				70	70
自己株式の消却		△21	△719	740	—
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1	△1		—
譲渡制限付株式報酬		△1			△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△21	3,878	△622	3,235
当連結会計年度末残高	24,618	9,717	40,312	△3,739	70,909

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	732	5,402	△219	5,914	52	74,438
会計方針の変更による累 積的影響額						△795
会計方針の変更を反映した 当期首残高	732	5,402	△219	5,914	52	73,642
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,399
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金						△22
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,021
自己株式の取得						△1,433
自己株式の処分						70
自己株式の消却						—
利益剰余金から 資本剰余金への振替						—
譲渡制限付株式報酬						△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	298	3,712	99	4,109	6	4,116
当連結会計年度変動額合計	298	3,712	99	4,109	6	7,351
当連結会計年度末残高	1,030	9,114	△120	10,024	59	80,993

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>92,426</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>43,896</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,551</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>23,713</b>
現金及び預り金	13,295	電子記録債権	6,734
受取手続金	942	買掛金	4,026
電取記録	2,748	1年内返済予定の長期借入金	7,759
売契約掛資産	9,703	リース債権	124
商品及び掛び製	676	未払金	993
仕材材料及び貯蔵	2,582	未払費用	651
原材料及着渡	4,590	未払法人税等	464
未前関係会社収	464	契約負債	848
前関未立未	91	預り金	157
未立未	160	製品保証引当金	319
未立未	2,123	品質保証引当金	4
未立未	2,110	賞与引当金	1,018
未立未	104	その他	609
未立未	1,375	<b>固 定 負 債</b>	<b>20,183</b>
未立未	56	長期借入金	19,929
未立未	△20	リース債権	115
<b>固 定 資 産</b>	<b>45,875</b>	製品保証引当金	67
有形固定資産	<b>16,470</b>	資産除去債務	61
建物	15,511	その他	9
構築物	1,196	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>48,529</b>
機械及び運搬	7,169	<b>株 主 資 本</b>	<b>47,579</b>
車両器具	59	資本金	24,618
土工器具	2,791	資本剰余金	9,719
土り建減価償却資産	6,127	資本準備金	9,719
無形固定資産	422	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>16,981</b>
の借入	245	その他利益剰余金	16,981
ソフトラウ工	△17,054	繰越利益剰余金	16,981
電話加入	1,494	<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,739</b>
その他有価証券	455	評価・換算差額等	949
投資関係出資	35	その他有価証券評価差額金	949
投資関係出資	650		
投資関係出資	28		
投資関係出資	324		
投資関係出資	27,910		
投資関係出資	2,210		
投資関係出資	12,648		
投資関係出資	0		
投資関係出資	9,228		
投資関係出資	2,428		
投資関係出資	298		
投資関係出資	407		
投資関係出資	73		
投資関係出資	551		
投資関係出資	82		
投資関係出資	△18		
<b>資 産 合 計</b>	<b>92,426</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>92,426</b>



# 損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,544
売上原価	36,023
売上総利益	9,520
販売費及び一般管理費	9,360
営業利益	160
営業外収益	
受取利息	89
受取配当金	2,597
為替差益	1,745
賃料収入	146
雑収入	61
営業外費用	
支払利息	226
賃借固定資産諸費用	151
雑損	39
経常利益	417
特別利益	
固定資産売却益	34
抱合せ株式消滅損益	68
特別損失	
固定資産除却損	12
その他	0
税引前当期純利益	4,472
法人税、住民税及び事業税	785
法人税等調整額	△182
当期純利益	3,868

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	24,618	9,719	21	9,741	15,159	15,159	△3,117	46,401
会計方針の変更による 累積的影響額					73	73		73
会計方針の変更を反映した 当期首残高	24,618	9,719	21	9,741	15,232	15,232	△3,117	46,475
当期変動額								
剰余金の配当					△1,399	△1,399		△1,399
当期純利益					3,868	3,868		3,868
自己株式の取得							△1,433	△1,433
自己株式の処分							70	70
自己株式の消却			△21	△21	△719	△719	740	—
利益剰余金から 資本剰余金への振替			1	1	△1	△1		—
譲渡制限付株式報酬			△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△21	△21	1,748	1,748	△622	1,104
当期末残高	24,618	9,719	—	9,719	16,981	16,981	△3,739	47,579

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	682	682	47,084
会計方針の変更による 累積的影響額			73
会計方針の変更を反映し た当期首残高	682	682	47,157
当期変動額			
剰余金の配当			△1,399
当期純利益			3,868
自己株式の取得			△1,433
自己株式の処分			70
自己株式の消却			—
利益剰余金から 資本剰余金への振替			—
譲渡制限付株式報酬			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	267	267	267
当期変動額合計	267	267	1,372
当期末残高	949	949	48,529

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社ソディック  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社ソディック  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの2022年1月1日から2022年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

株式会社 ソディック 監査役会

常勤監査役 保坂 昭夫 ㊟

常勤監査役 渡貫 雄一 ㊟

監査役 下條 正浩 ㊟

監査役 長嶋 隆 ㊟

監査役 大滝 真理 ㊟

(注) 監査役 下條 正浩氏、長嶋 隆氏及び大滝 真理氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

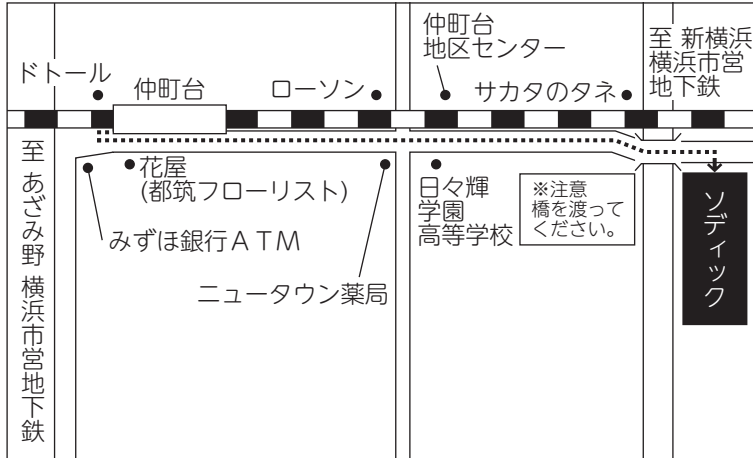
以上

# 株主総会会場ご案内略図

会 場：株式会社ソディック 本社3階会議室

住 所：横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

T E L : 045-942-3111

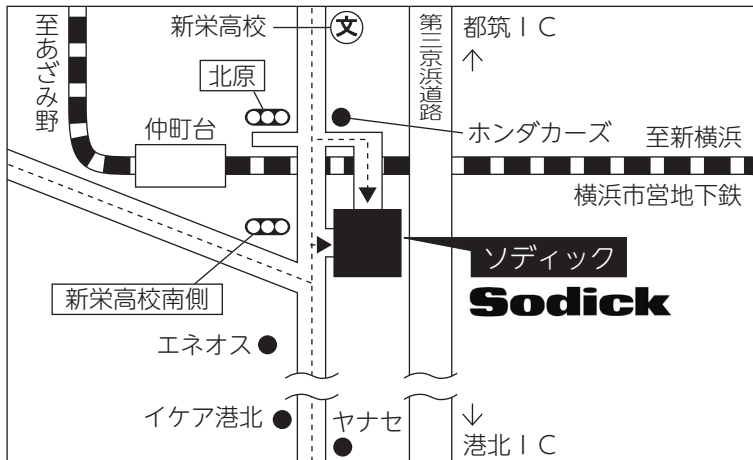


## ●電車でのご来場の場合

横浜市営地下鉄「仲町台駅」

下車徒歩約10分

【駅改札口にて左折、さらに左方向  
(新横浜方面)へ線路沿いに直進】



## ●お車でのご来場の場合

第三京浜

☆港北ICより約1.7km

☆都筑ICより約1.7km

※注意

新横浜・港北IC方面からおいでの方は、中央分離帯があるため正面車両入口には右折できません。

その先のホンダカーズがある北原交差点を右折し、約200m先右手の車両入口よりご入場ください。

**UD FONT** 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。